

全国特別支援教育センター協議会規約

(名 称)

第 1 条 本会は、全国特別支援教育センター協議会という。

(組 織)

第 2 条 本会は、本会に加盟した特別支援教育センター又はこれに準ずる機関及び設置予定の機関（以下「特別支援教育センター」という。）をもって組織する。

(目 的)

第 3 条 本会は、全国の特別支援教育センター相互の連絡を緊密にするとともに、相連携して、特別支援教育の充実、振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 研究協議会の開催
- (2) 特別支援教育研究に必要な資料の交換及び収集
- (3) その他本会の目的を達成するための事業

(役 員)

第 5 条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副会長	3 名
理 事	8 名
監 事	2 名
顧 問	若干名

2. 役員を選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事長をもって充てる。
- (2) 副会長は、総会において選出する。
- (3) 理事は、北海道、東北、関東甲信越、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州のブロック及び政令指定都市の各代表 1 名として、総会において選出する。
- (4) 監事は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- (5) 会長は、本会を代表し、会務を統轄する。
- (6) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (7) 理事は、会務を審議する。
- (8) 監事は、本会の経理を監査する。
- (9) 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

3. 役員任期は 1 年とし、再任を妨げない。但し、役員が欠けた場合における補欠の役員任期は残任期間とする。

(会 議)

第 6 条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 役 員 会

2. 総会は、毎年1回会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の基本方針に関すること。
 - (2) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (3) 加入機関の承認に関すること。
 - (4) 役員を選任及び解任に関すること。
 - (5) 年間事業計画及び予算の承認に関すること。
 - (6) 事業実施報告及び決算の承認に関すること。
 - (7) その他
3. 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織し、会長が招集し、次の事項を審議する。
 - (1) 年間事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 事業実施報告及び決算に関すること。
 - (3) その他役員会が必要と認める事項

(事務局)

第7条 本会の事務局は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に置く。

(会計)

第8条 本会の運営は、会費、補助金、その他の収入をもって充てる。

2. 本会の会費の額は、次のとおりとする。

- (1) 独立機関 9千円
- (2) 併設機関等 4千5百円

3. 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(委任)

第9条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則 この会則は昭和52年9月22日から施行する。

附則 この改正規約は昭和55年9月25日から施行する。

附則 この改正規約は昭和58年10月20日から施行する。

附則 この改正規約は昭和60年10月3日から施行する。

附則 この改正規約は平成3年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成7年9月28日から施行する。

附則 この改正規約は平成8年9月19日から施行する。

附則 この改正規約は平成13年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成14年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成18年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成19年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成21年4月1日から施行する。

附則 この改正規約は平成23年12月27日から施行する。ただし、改正後の第8条の規約は、平成24年度から適用する。

附則 この改正規約は平成27年11月1日から施行する。

全国特別支援教育センター協議会規約の運用についての申し合わせ事項

最近改正 令和元年12月26日

第5条2(2) 副会長は、総会において選出する。

副会長は、協議会の年次総会・研究協議会の当番センター所長、次年度開催県所長、及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事の3名とする。

第5条2(3) 理事は、……各代表1名として、総会において選出する。

事務局は、翌年度理事候補者の推薦に伴う事務を行うものとする。

各ブロックの理事は、当該年度の全国大会(総会)の機会を利用して、ブロック毎に翌々年度の理事候補者について協議し、翌年3月31日までに会長あて推薦する。

第5条2(4) 監事は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

監事には、前々年度及び次々年度の協議会年次総会・研究協議会開催地(主管)センター所長を委嘱する。

第5条2(9) 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。

顧問には、前年度開催センターの所長を委嘱する。

第5条3 役員任期は1年とする。

当該年度の役員任期は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条3 役員会は、第5条に規定する役員をもって組織し、会長が招集し、次の事項を審議する。

役員会は、総会開催場所において開催するほか、必要に応じてメール審議とする。

第7条 本会の事務局は、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所に置く。

事務局長、主幹及び主事は、それぞれ同研究所総務部長、総務企画課長及び企画評価係長をもって充てる。

大会開催地の選出方法について

平成7年9月28日申し合わせより

1. 選出方法及び開催順位（周期）は、以下のとおりとする。

1) ブロック単位で選出

北海道・東北、関東甲信越、東海北陸、近畿、中国四国、九州、政令指定都市の7ブロックで、大会開催ブロックの順番を決める。

なお、開催地（機関）は、当該ブロック内で選出する。

2) 開催順位（周期）

順 番	ブ ロ ッ ク 名
1	関 東 甲 信 越
2	北 海 道 ・ 東 北
3	九 州
4	中 国 四 国
5	政 令 指 定 都 市
6	東 海 北 陸
7	近 畿

2. 各ブロックの理事は、大会開催地について、開催年度の4年前までに当該ブロック内の開催地を内定し、事務局に通知するものとする。